

令和6年第5回

安芸高田市農業委員会総会

議 事 録

令和6年5月22日（水）

安芸高田市農業委員会

総 会 出 席 簿

【開催年月日】 令和6年5月22日（水）

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市役所 会議室211

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 報告第 4号 取消願について
日程第 3 議案第 23号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 24号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 25号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 26号 非農地証明申請について
日程第 7 議案第 27号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8 議案第 28号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく
農業振興地域整備計画の変更について
日程第 9 議案第 29号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議席	氏 名	印	議席	氏 名	印	議席	氏 名	印
1	光永 直義	○	5	藤原 憲司	○	9	仁伍 雅史	○
2	秋國 満	○	6	山本 英次	○	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	津田 泰成	○	11	境江 芳暢	○
4	見坂トシ子	○	8	黒瀬 忠司	○	12	高松 忠夫	○

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長

武部 弘典 係長

中村 貴啓 専門員

地域営農課 出席 又吉 奈穂 主任主事

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間40分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

ただいまより、令和6年第5回安芸高田市農業委員会総会を開会をいたします。

本日の総会につきましては欠席者はありません。したがって出席委員は全員、12名でございます。定数に達しておりますので、ただいまより令和6年第5回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。

本日の総会日程等につきましては、事前に配付をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

日程第1 はじめに議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、安芸高田市農業委員会総会会議規則第13条第2項の規定によりまして、議長において行います。12番 高松委員さん、1番 光永委員さん、両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 報告第4号 取消願についての報告を求めます。事務局。

(事務局朗読報告)

○田中会長

ありがとうございました。

ここで議長交代のため、暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時32分 休憩

午後1時32分 再開

○水重職務代理

休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第3 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

はじめに事務局より提案の要点説明をお願いします。

(事務局朗読説明)

○水重職務代理

続きまして担当委員の調査報告を行います。はじめに受付番号36号について、8番 黒瀬委員さんお願いいたします。

○黒瀬委員

8番 黒瀬です。受付番号36について報告いたします。図面番号23-36をご覧ください。5月10日、推進委員、農業委員、事務局で現地を確認いたしました。

申請地は八千代町●●●●●●●●から200m山沿いに入ったところにあります。この

－44をご覧ください。申請地は●●●●より●●●●●●●●●●を●●●●に1km行き、右に●●●●●●に入り、約5km入ったところの向原町●●●●で●●●●の申請地、田2, 814㎡であります。譲渡人の●●●●●●●●は高齢になられ、耕作が困難なため、申請地の田2, 814は、譲受人の●●●●が借り受け、15年前より畑として利用されておられました。所有権を移転しても畑として耕作することを聞いております。周辺の田に対しては、譲受人の●●●●の田が多く、悪影響はない事を確認いたしました。詳しい内容については別紙調査書のとおりです。これで44番の報告を終わります。

○水重職務代理

以上で調査報告を終わります。ここで質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はございませんか？ ございませんか？ 質疑、意見がないようですので、質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請の通り賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○水重職務代理

挙手全員でございます。全員賛成によって、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請については申請通り許可することに決しました。

ここで議長交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時54分 休憩

午後1時54分 再開

○田中会長

休憩を閉じ会議を再開といたします。

日程第4 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行いますが、はじめに受付番号15号につきまして審議を行いますが、議事参与、利益相反でございますので、●●●●委員には退席をしていただきたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時58分 休憩

午後1時58分 再開

○田中会長

休憩を閉じて会議を再開いたしますが、受付番号15号につきまして、5番 藤原委員さんから報告をお願いいたします。

○藤原委員

それでは24-15号につきまして説明をいたします。現地確認は5月10日に、農業委員、農業推進委員で現地を確認しております。図面番号24-15になります。この場所はですね、ここの●●●●●●●●というのが隣にちょっとあるんですけど、ここは●●●●●●●●の居宅でありまして、その横に現在は畑としてここを使っているところなんですけど、ここの一角は元は田んぼだったところなんですけど、宅地造成をしまして、ずっと住宅が建っているところの一角になるんです。現在のところだけ畑として残っていたところなんですけど、数年前に●●●●●●●●が、借り受けて使っていたのですが、その後、所有権を移転されて、●●●●●●の持ち物になったんですけど、ここをですね、別のところに農業用の倉庫を作っているんですけども、農業用倉庫が使い便利が悪いという事で、農機具とか冷蔵庫とかいうのを荷ふるいしてここへ、通常あまり使わないものをここへ移して、現在使っている農業用倉庫を効率的に使いたいということで、ここの畑を転用して農業用倉庫を作るといふことの申請です。この場所につきましては、もともと宅地造成された一角なんで、ここは畑として、水路も公共の水路もおあっておりませんし、特に問題はなかろうかと思えます。以上、現地を確認した報告とします。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。質疑、意見はございませんか？よろしゅうございますか？質疑・意見がないようでございます。これより採決に入ります。

議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請 受付番号15号について、申請の通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

全員賛成でございます。よって、議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について 受付番号15号については申請通り許可することに決しました。

ここで●●委員入室のため、暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時01分 休憩

午後2時01分 再開

○田中会長

休憩を閉じて会議を再開いたします。続いて、議案第24号の中の、受付番号16号につきまして、11番 境江委員さんお願いいたします。

○境江委員

11番 境江です。番号16についてご説明いたします。5月16日に、農業委員、推進委員、事務局で現地の確認をいたしました。●●●●が今回墓地を申請されておられますが、●●●●の墓地は山裾の高いところにあり、高齢となり墓参が困難になるので、家の近くに墓石を移したいということで今回申請がありました。場所につきましては、24-16をご覧ください。●●●●●●●●より、●●●●●●●●に約500m進んで行きますと、道のすぐ上に●●●●のお宅があります。●●●●のお宅は●●●●●●●●が宅地でございます。その隣りに今回申請されている、●●●●●●●●がございます。確認したときには野菜等が埋まっております。他の農地にも影響ないと認めることとなりました。尚詳しいことにつきましては別紙資料をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。よろしいですか？質疑・意見がないようでございます。これより採決に入ります。

議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請 受付番号16号につきまして、申請の通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

全員賛成でございます。よって、議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請 受付番号16号については申請通り許可することに決しました。ありがとうございました。

次へまいります。日程第5 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より、提案の要点説明をお願いいたします。





さんの畑がありまして、ここに家を作るということでもあります。ここは、水源につきましては、もともとは田んぼじゃありませんので、畑であったので、その辺は問題ないし、実家のすぐ近くという事で問題はなさそうな感じで見てまいりました。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。以上でこの案件につきましての調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。

○仁伍委員

36号なんですけど、調査書の農地区分と転用目的は間違いですよ。

○事務局

失礼いたしました。誤記です。

○田中会長

訂正という事でいいですね。その他ございませんか。

○境江委員

太陽光発電がいつも出ておりますが、何か太陽光発電をすることにあって条件とか決まりは何もないんですか？苦情とかいうのはないんですか？

○事務局

事務局です。太陽光発電の転用にあたりましては、事業者には周辺住民に十分説明をして理解を求めての設置というのを農業委員会からはお願いをしております。

○境江委員

テレビでもちょっとしていたんですけど、太陽光をするにあたって、維持管理ですよ。草刈りをしないと、虫の発生が多いとか、そのような苦情がぼちぼち出てきているという事で、規制を考えないといけないんじゃないかなという事テレビでやっていたんですけど。

○事務局長

今日の新聞にもあったんですけど、太陽光発電はその後の課題があるみたいなんです。世羅町は規制をある程度もうけることを考えているみたいなんですけど、うちの方では農地法の中での運用をしておりますので、よその事案を鑑みながらうちの方針を決めないといけないかなというふ

うには考えています。

○境江委員

わかりました。

○田中会長

ちょっと私が質問していいかわかりませんが、この35号の別添の地図であります。上の地図の中で申請地●●●●●●、●●●●●●それに隣接しております●●●●●●と●●●●●●は何なんですか？現状は？河川敷になるんですか？

○仁伍委員

河川敷じゃないですか。

○事務局

河川の管理道です。

○田中会長

河川の管理道になっているんですね。なるほど。ということはその上が河川ですか。管理道に隣接をしておるといことですね、申請地は。

○藤原委員

両サイドに管理道がついているんです。●●●という川が流れています。

○田中会長

ちょうど中ほど斜めに通っているのが●●●ですか？

○藤原委員

そうですね。それで今言うように、上の三角地のようなやつは管理道を通して入れば、入り口が割合できるんですけど、その取付道路からぐっと入るんで、なかなかデッドスペースが出てくるんでなかなか大丈夫なのかなというような感じが、三角地なんでですね、現地を見た感じでは、どうもこの管理道をとおしてこちらから入るんじゃないかなという懸念があったもので、そのへん事務局の方からしっかり確認してもらいました。

○田中会長

ということは、進入路は●●●●●●と●●●●●●から進入してくるということですか？

○藤原委員

下の方はですね。あれはですね、上側ではなしに市道を通ってるんですけどね、川の管理道ではなしに、下に車がようけ一、下の図面がありますよね。7から8台ほど下の方にありますが、その横っちょの真っすぐなのが市道なんです。あれから、入るという事なんです。管理道を通らず。ここもちょっと段差があるので、埋め立てせにゃあいけんと。

○田中会長

それはいいでしょうけど。水路には問題ないということですね？

○藤原委員

はい。水路には問題ないですね。

○田中会長

わかりました。ちょっと確認だけさせてもらいました。

そのほかございませんか？よろしいですかね？質疑、意見がないようでございますので、これより採決に入ります。議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、申請通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第25号 農地法第5条の規定によります許可申請につきましては、申請通り許可することに決しました。なお、受付番号32から35号につきましては、許可妥当と処理をし、広島県農業会議常設審議委員会に意見聴取することといたします。次へまいります。

日程第6 議案第26号 非農地証明申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続いて担当委員の調査報告を行います。受付番号5号につきまして、2番 秋國委員さんお願いいたします。

○秋國委員

2番 秋國です。受付番号26-5号について、去る5月の14日、農業委員、推進委員と事務局で現地の確認をいたしましたので、その結果を報告いたします。まず26-5号の地図をご覧くださいと思います。上の地図になりますが、ちょっと図面にのっていないのですが、右端の方に●●●●●●●●という●●がはしっております。●●の方から●●●の方へ向かいますと●●●●●●がございまして、その●●●●●●を少しすぎて四通じがございまして、その四通じを左側に約600mぐらい入って、さらに図面の中央で三差路から約200mぐらい入ったところに、この申請地がございまして、改廃年月日は先ほど言われましたが、昭和60年頃ということで、かなり雑木、竹とか雑草なども繁茂しており、長い年月そのような状態になっているわけですが、耕作をされておられませんので、このような状態になっております。周辺の農地はほとんどございませぬので、申請人の自宅、●●●●の自宅は前にあるわけですが、それ以外は他の農地はございませぬので、他の農地への影響などはない事もあります、やむを得ないのではないかと思います。詳しくは別紙調査書をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。調査報告は終わりました。次に質疑及び意見に入りたいと思います。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。よろしいですかね？

質疑及び意見がないようございまして、質疑、意見を終了し採決に入ります。議案第26号 非農地証明申請について、申請通り受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございまして、よって、議案第26号 非農地証明申請については、受理することに決しました。ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時31分 休憩

午後2時35分 再開

○田中会長

休憩を閉じて会議を再開といたします。

日程第7 議案第27号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。

一部を進入路として利用させてもらっていますが、今回申請地を譲り受けて、新に進入路として利用するための除外申請でございます。別段近隣農地等には支障はなく、許可は妥当と確認をいたしました。

次に6でございます。別図の⑥をご覧くださいと思います。右下に斜めにあるのが●●●●●●でございます。この●●●●●●を右上の方に進むと●●●●●●があり、●●●●●●と示してある下が、●●●●●●でございます。その下の方に申請地がございます。申請地に隣接する古民家をワークショップ方式で改修して、DIY改修モデルとして展示し、使用するため、申請地を関係者の駐車場として、また進入路として使用するための除外申請でございます。申請地の東、西、北は申請人の所有土地で周辺農地等には支障はなく、許可は妥当と確認をいたしました。

次に7です。別図の⑦をご覧くださいと思います。申請地は●●●●●●に面した、田155㎡でございます。●●●●●●を左下方向に進んだ信号機のところが、●●●●●●の入口でございます。譲受人は申請地の南にある祖母の家に転居予定でございますが、進入路及び駐車場がない事により今回の申請地を譲り受け、駐車場として使用し、住居に通じる里道にて出入りをする予定でございます。祖母の代は、隣接する●●●●●●を使用してもらっていましたが、世代が変わったことにより許可がいただけなくなり、今回の除外申請にいたっております。申請地から家まではですね、耕作されていない他人の農地ですが、その中にある里道を通して出入りするものです。他の農地の耕作状況等には全く支障はなく、許可妥当と確認をいたしました。以上で4、5、6、7の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に八千代地区の報告をお願いします。位置番号8号から11号までを5番 藤原委員さんからお願いします。

○藤原委員

5番 藤原です。それでは八千代地区の4件について説明させていただきます。4件につきましても、全て八千代町●●●のちょうど中間ぐらいの●●●というようなところにまとまっております。

まず8番につきましては、●●●●●●から●●●●●●に向かって右手なんですけど、150mから200mぐらいの見える場所にはあります。この一帯は耕作放棄地といいますか、田んぼになっているんですけど、お米を作る人がだんだん少なくなってですね、隣接地域に太陽光発電があちこちできるような、申請ができるような土地になっています。この持ち主の人は、相続でここを、田んぼをもらったらいいんですけども、遠方におるという事で数年前から耕作ができていないというかたちになっていると。太陽光発電ということで契約の話しがでたんで、

になったり、●●●●になったりして、今は●●●●の所有する倉庫として利用されておられます。周辺に水路、田畑はなく、悪影響はない事を確認いたしました。

続いて20号の説明をいたします。位置番号20番をご覧ください。同じ地区で向原町●●●●です。申請地は畑3筆297.77㎡です。申請人の●●●●●は、今は●●に住んでおられ、向原町●●にはもう帰らないということです。今は敷地に墓が3基建っております。また、家じまいをされて、敷地は雑木が大きくなっておりまして、周辺は耕作放棄地になっております。周辺に対しての悪影響はない事を確認いたしました。これもやむを得ない申請だと思えます。続いて21番の報告をいたします。

○田中会長

21番は調査済みでございますので、よろしゅうございます。

○高松委員

そうですね、調査済みですね。以上、調査報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございます。以上で全員の方の調査報告を終わります。ここで質疑及び意見に入ります。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。どうでしょうか？よろしいでしょうか？ございませんか？質疑及び意見がないようでございます。したがってこれより採決に入ります。議案第28号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく、農業振興地域整備計画の変更につきまして、諮問のとおり認定する事に賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。従いまして、議案第28号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更については、諮問のとおり認定することとし、妥当意見を付し市長に回答することに決しました。ありがとうございました。

次に日程第9 議案第29号 農地利用最適化推進員の委嘱についてを議題といたします。はじめに事務局より要点説明をいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局からの説明が終わりました。これより、ただいまの

案件につきまして、質疑及び意見に入ります。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。よろしゅうございますか。質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し採決に入ります。議案第29号 農地利用最適化推進委員の委嘱につきまして、原案どおり同意することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございました。よって議案第29号 農地利用最適化推進委員の委嘱につきましては、原案どおり同意することに決しました。ありがとうございました。

以上で本総会に付議をされました審議は、議案は全て終了をいたしました。これをもちまして令和6年第5回安芸高田市農業委員会総会を閉会といたします。大変皆さんありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時14分 閉会